

## 第9章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定及び保全・活用の方針

地域における個性豊かな景観形成を推進するには、都市や地域の歴史・文化を象徴し、また地域を印象づける景観資源(建築物、樹木など)を積極的に保全・活用していくことが大切です。

このため、景観上重要な建造物や樹木について、それぞれ「景観重要建造物」「景観重要樹木」として位置付け、その保全・活用を図ることとし、それぞれを指定するための方針を、次のとおり定めます。

### 1 指定の方針(景観法第8条第2項第3号)

#### (1) 景観重要建造物

道路その他の公共の場所から容易に見ることができる建築物や橋りょう等の建造物であり、その外観が次のいずれかに該当するものを景観重要建造物として指定します。

- ① 建築の賞を受賞するなど優れたデザインを有し、良好な景観の形成に寄与すると認められるもの
- ② 地域の自然、歴史・文化、生活などの特性が形として表れ、地域を象徴するとともに、良好な景観の形成に寄与すると認められるもの



※ 写真はあくまでイメージであり、今後の指定を予定するものではありません。

#### (2) 景観重要樹木

道路その他の公共の場所から容易に見ることができる樹木、並木であり、次のいずれかに該当するものを景観重要樹木として指定します。

- ① 被爆樹木や\*供木運動により集められた樹木のうち、樹姿(樹高や樹形をいう。以下同じ。)が良好であり、平和を象徴するにふさわしいと認められるもの
- ② 地域のシンボルになるなど市民に親しまれている樹木、並木であり、その樹姿が良好な景観の形成に寄与すると認められるもの



※ 写真はあくまでイメージであり、今後の指定を予定するものではありません。

### 2 保全・活用の方針

景観重要建造物や景観重要樹木の所有者及び管理者は、景観法の規定(景観法第25条及び第33条)により、その良好な景観が損なわれないよう適切な保全を図ることとなります。

また、景観重要建造物や景観重要樹木の周辺においては、市民や\*事業者と本市が連携・協働して、建築物の建築や屋外広告物の表示などに際して、それらが景観重要建造物や景観重要樹木と調和した形態意匠等となるよう誘導することにより、地域の魅力的な景観形成に向けた活用を図ります。

(参考)

景観法第19条第3項又は同法第28条第3項により、文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物、樹木については、適用されません。

また、指定に際しては「\*都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づく美しい保存樹・保存樹林の指定制度、及び\*景観条例に規定する景観資源の登録制度との調整を図ります。

